
種 別： 論説

タイトル： 特定行政書士による行政不服申立代理

著 者： 伊藤 智基

所 収： 『上智法学論集』第 62 卷 3-4 合併号（平成 31 年 3 月）239-251 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

特定行政書士による行政不服申立代理

伊藤 智基

1. はじめに
2. 行政書士法 2014（平成 26）年改正の概要
3. 改正に至るまでの経緯
4. 立法者意思からみる行政不服申立代理の範囲
5. 特定行政書士による行政不服申立代理の諸類型
6. おわりに

1. はじめに

行政書士とは、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（……）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。……）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする」者とされている（行政書士法 1 条の 2 第 1 項⁽¹⁾）。そしてその業務、資格、行政書士試験等について規定する行政書士法は、昭和 26 年 2 月 10 日に成立し、同年 3 月 1 日より施行され、その後現在に至るまでたびたび改正されてきた⁽²⁾。

本稿は、最新の改正である 2014（平成 26）年改正によって誕生した特定行政書士の行政不服申立代理の範囲について、条文の文言のみを皮相的に追

-
- (1) ただし、同条 2 項は、「行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。」とも規定している。
 - (2) 主な改正についてその経緯と内容を整理したものとして、地方自治制度研究会編『詳解行政書士法（第 4 次改訂版）』（ぎょうせい、2016 年）8 頁以下参照。

うのではなく立法者意思を探求することにより、検討を加えるものである。

2. 行政書士法 2014 (平成 26) 年改正の概要

「行政書士法の一部を改正する法律」案は、第 186 回国会において 2014 (平成 26) 年 6 月 12 日に議員立法で衆議院に提出され、翌 13 日に衆議院本会議において、同月 20 日に参議院本会議において、いずれも原案どおり全会一致で可決・成立し、同月 27 日に平成 26 年法律第 89 号として公布され、同年 12 月 27 日に施行された。この改正法の内容は、「日本行政書士会連合会が同会の会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士 (以下「特定行政書士」という) について、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができる」⁽³⁾とするものである。

主たる改正箇所は、特定行政書士制度に関する規定が挿入された行政書士法 1 条の 3 であり、以下に引用した箇所のうち傍線部分が改正 (追加) された規定である (引用にあたり、当時「異議申立て」となっていた箇所は「再調査の請求」との文言に改めた)⁽⁴⁾。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、こ

- (3) 藤村直貴「行政書士法の一部を改正する法律について」地方自治 805 号 (2014 年) 30 頁参照。ただし、行政不服審査法の平成 26 年改正により、現在では、同法が規定する行政不服申立ての類型は、審査請求、再調査の請求、再審査請求の 3 つに改められている。なお、特定行政書士の概要やその法定研修については、米岡高志「平成二六年の行政書士法改正による特定行政書士の誕生について」地方自治 820 号 (2016 年) 59 頁参照。
- (4) その他、特定行政書士制度の付記に関する規定 (行政書士法 7 条の 3) その他所要の規定が改正されたが、これについては、地方自治制度研究会『前掲書(2)』38 頁参照。

の限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律 第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 略

四 略

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

ここで着目すべきは2号の文言であり、1号では「行政書士が作成することができる」となっているものが、2号では「行政書士が作成した」との文言になっている（かつ、「行政書士自ら作成した」とはなっておらず、単に「行政書士が作成した」となっている）。

3. 改正に至るまでの経緯

筆者が収集しえた限りの資料において、2014（平成26）年改正に至るまでの経緯を整理すると以下のとおりとなる。

行政不服申立ての代理業務は、長らく弁護士法72条⁽⁵⁾の「法律事件」事

(5) 弁護士法72条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り

務であり弁護士独占業務であるとして他に禁じられてきたところ、2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書において「行政書士……については、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討すること」が掲げられ、その後2003（平成15）年の司法改革関連法律の改正法として、弁護士法72条但書きの規定が、「ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」から「ただし、この法律又は他の法律に別段の定め……」と改められ（「又は他の法律」との文言が挿入された）、「これにより今後は、行政書士法の改正のみで弁護士法72条の弁護士独占業務を一部修正することが可能」⁽⁶⁾となった。そしてその後、日行連会長の諮問を受けた「行政書士制度あり方検討委員会」は、2009（平成21）年12月1日付けで、「行政不服審査法における不服申立代理に関する検討結果について（報告）」を發し、その中で改正条文案を示すに至る⁽⁷⁾。それと並行して、全国の行政書士会は、各地方議会への請願活動等により、当該地方議会が国会又は関係行政庁に対して、行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を付与する立法措置を講ずるようとの意見書（地方自治法99条）を提出するに至り⁽⁸⁾、2012（平成24）年5月には日行

扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と規定している。

- (6) 兼子仁『行政書士法コンメンタール（新9版）』（北樹出版、2018年）54頁参照。ただし兼子博士は、「弁護士法の改正を必要とせず行政書士法の改正だけでいいとなった」としても、「実質が……弁護士法72条の内容を動かすことにはなりませんから、やはりそういう場合、日弁連の理解を得ることは当然、大事なこと」とも述べている（「特別対談 東京都立大学名誉教授兼子仁先生との特別対談 一行政書士法1条、1条の2及び1条の3の読み方と弁護士法72条との接点について」月刊日本行政451号（2010年）19頁参照）。
- (7) 同改正案では、「第1条の4 行政書士は、前2条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、自己が当該他人の依頼を受け報酬を得て作成した官公署提出書類に係る許認可等に規定する許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関する次に掲げる行為又は手続について、代理人となることを業とすることができる。」とした上で、その2号に「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立手続」とされている。
- (8) この意見書提出の動きは、日行連事務局に報告があった限りにおいて、2008（平成20）年の大分県行政書士会を發端として、2012（平成24）年4月2日まで32単位会においてみられたようである（日本行政書士連合会＝日本行政書士政治連盟『行政書士法

連と日本行政書士政治連盟が連名で『行政書士法改正要望書』を発するに至る⁽⁹⁾。このような行政書士側の動きに対して、日弁連は2012（平成24）年8月に、「行政書士法改正に反対する会長声明」を発し、「行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的とする行政書士が、行政庁の行った処分に対しその是正を求めるということは、その職務の性質上本質的に相容れない」、「行政書士が行政不服申立ての代理人を務めるには、その能力担保が充分とはいえない」、「行政書士については、倫理綱領が定められているものの、当事者の利害や利益が鋭く対立する紛争事件を取り扱うことを前提にする弁護士倫理とは異なる内容となっている」などの理由を挙げ、行政書士が行政不服申立て等の代理人となることについて反対の立場を明確に示している⁽¹⁰⁾。この反対を受けて、日行連側としても、「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類」という文言となっていたものを、「行政書士が作成した官公署に提出する書類」との文言に改め、あるいは行政書士全般に行政不服申立ての代理権を付与するのではなく特定行政書士に限るといった修正を加えるに至ったが、その後は上述のとおり国会審議を経て改正法案が可決・成立し、2014（平成26）年6月27日に平成26年法律第89号として公布され、同年12月27日に施行された。

4. 立法者意思からみる行政不服申立代理の範囲

国会審議において、改正法の趣旨や目的がもっとも顕著に示されている2014（平成26）年6月12日の衆議院総務委員会の議事録の中から、特定行政書士が具体的に取り扱う業務の範囲に言及されたものを抽出すると、以下のとおりになる⁽¹¹⁾。なお①から⑤の番号と文中の下線は、便宜上筆者が付

改正要望書』（2012年）に掲載された資料を参照）。

- (9) ここで示されている改正案では、「第1条の3第2項 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること。」となっている。
- (10) また全国の弁護士会も、同様の理由から反対の立場を示す声明を発している（例えば、愛知県弁護士会は2014（平成26）年2月20日に、金沢弁護士会は同年3月4日に、九州弁護士会連合会は同年6月13日に、それぞれ声明を出している）。

したものである。

- ①「行政書士はこれまで、官公署に提出する書類の作成やその提出手続の代理業務を行っていただいていますけれども、行政不服申し立て（送り仮名につき原文ママ、以下同じ）の手続を代理することは認められておりませんでした。そのため、例えば、行政書士の先生に依頼して許認可等の申請をしたけれども、その申請が却下となってしまった場合には、行政不服申し立てをしたいと考える国民は、みずからその手続を行うか、もしくは弁護士の先生に依頼するほかなかったわけであります。

今回の改正により、行政不服申し立ての手続については、弁護士に依頼することだけでなく、特定行政書士に依頼することも認められるようになり、選択肢がふえることとなります。また、国民は、特定行政書士に対して許認可等の申請から不服申し立てまでを一貫して依頼する、こういうこともできることとなりますから、国民の行政サービスに対する利便向上にも資するものでございます。」（原口委員）

- ②「申請に携わった、一番中身がわかっている行政書士の先生が不服申し立ての代理も行うということで、まさにこれは国民の利便にかなうという改正だというふうに思います。」（奥野（総）委員）

- ③「特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申し立て、この手続について代理することができることとしておりまして、その範囲は、行政書士が作成した書類に係る許認可等手続に限定をしているところでございます。

具体的に特定行政書士が行うことが想定される不服申し立ての手続としては、現に行政書士が書類作成業務を行っている、例えば建設業の許可申請や産業廃棄物処理業の許可申請に係る、こういったものが考えられるところでございます。」（原口委員）

- ④「改正により、研修を修了し、特定行政書士に登録されれば、事前手続での依頼人の意向を踏まえ、事後の不服申し立てでも審査請求書の補正

(11) 改正法の趣旨や目的に関する発言・答弁についてより広く整理したものとして、藤村「前掲論文(3)」33頁以下参照。

や反論書の作成ができることとなる、このような改正を目指すものであります。」(塩川委員)

- ⑤「特定行政書士が代理人としてできる行為としては、依頼者の依頼の範囲内においてということになるわけでございまして、審査請求書の作成、提出や補正、さらには反論書の作成、提出等が考えられるほかに、御指摘の、不服申し立て手続に含まれる口頭意見陳述を行うことも可能であると考えておるところでございます。」(石田(真)委員)

以上の発言・答弁は、いずれも「許認可等を申請した私人」と「申請により求められた許認可等を拒否する処分をした(あるいは不作為の状態にある)行政庁」という二面的行政法関係における行政不服申立て(例えば、私人Xが保健所長Yに対して食品衛生法52条1項の飲食店営業許可を申請したが、Yにより不許可処分が行われたので、Xがこれを不服として行政不服申立てを行うなど)を念頭に置いていることをうかがわせるものである(確かにそれは、想定される典型的なケースであるとはいえよう)。しかし、同じ二面的行政法関係であっても様々なケースが想定されるのであり、例えば、申請により求められた許認可等がなされた場合においてその後に当該許認可等の停止処分や取消処分等がなされたときの行政不服申立て(上記の例でいうと、Xからの申請を受けて保健所長Yが飲食店営業許可を行い、Xが何年かにわたり飲食店を営業していたところ、食品衛生法6条違反を理由としてYにより営業停止処分が行われたので、Xがこれを不服として行政不服申立てを行うなど)をも想定した上での各委員の発言であるかは定かではない。また、二面的行政法関係のみならず、そこにさらに「第三者」が加わった三面的行政法関係において当該「第三者」が行う行政不服申立て(例えば、マンション建設業者Aが特定行政庁Yに対して、建築基準法6条1項に基づき建築確認を申請したところ、Yにより建築確認処分が行われたために、マンション建設反対住民Xが当該処分を不服として行政不服申立てを行うなど)についての言及もない。

5. 特定行政書士による行政不服申立代理の諸類型

行政不服申立代理の対象について、上記4からでは必ずしも明らかではないところがあるので、以下で検討を加えてみたい。

- (1) 二面的行政法関係（申請により求められた許認可等を拒否する処分が行われた場合における行政不服申立て）

この場合、行政書士法1条の3第2項が規定するところにより、許認可等の申請の際の書類作成に「行政書士」が携わっていた場合に、当該許認可等を拒否する処分がなされた場合や不作為状態が生じたときには、「特定行政書士」が行政不服申立ての代理をすることができることになる。その上で、例えば審査請求については、行政不服審査法12条1項⁽¹²⁾と2項⁽¹³⁾が規定するところにより、代理行為を行うことになる。

ここで注目されるのは、行政書士法1条の3第2項では「行政書士が作成した」という文言になっている（つまり「特定行政書士が自ら作成した」という文言ではない）点であり、ここからは、特定行政書士が行政不服申立ての代理を行いうるのは、当該特定行政書士本人が申請時の書類を作成した場合に限定されず、とにかく行政書士が作成した場合であればよい（特定行政書士ではない行政書士の作成であってもよい。ただし、条文の文言が「作成することができる」ではなく「作成した」となっているので、現に行政書士が作成したことが要求される）ということが分かる。この点に関しては、「仮に書類を作成した行政書士に限定したとすると、同じ事務所内の特定行政書士に引き継ぐことができず顧客に対し不便であることや、当該書類にかかる許認可等の手続について

(12) 行政不服審査法12条1項は、「審査請求は、代理人によってすることができる。」と規定している。

(13) 行政不服審査法12条2項は、「前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。」と規定している。

造詣のある特定行政書士に不服申立て手続の代理を依頼することができなくなることが想定される。このため、このような規定とされたものと推察される。〕⁽¹⁴⁾との説明もなされているところである。ただし、書類作成したのが特定行政書士 A であり、行政不服申立代理をするのも A というのであればスムーズであるが、前者が（特定ではない）行政書士 B で、行政不服申立てをするのが特定行政書士 C であるということも当然考えられる。この場合でも、B から C への引継ぎや資料の提供がなされていればもちろん、そうでなかったとしても B も C も究極的には許認可等がなされるように業務を行うという点で一致した方向性にあることからすれば、C に行政不服申立代理を認めたとしても、許認可等の申請から行政不服申立てまでの一貫性⁽¹⁵⁾は失われていないと思われる（上記 4 ③が「特定行政書士」と「行政書士」の文言を慎重に使い分けての発言と思われることから、立法者としても以上のようなケースが生じうることは承知していたと思われる。そうすると上記 4 ②下線部は、あくまで典型例を述べたものであって、それ以外のケースを認めないという趣旨のものではないというふうに理解すべきことになるう）。

なお、許認可等を本人申請していた場合には、特定行政書士が行政不服申立ての代理を行う余地がないということにもなるが、これに対しては、「特定行政書士（が）……、依頼者の意向に従って再申請を代理人として行い、その結果不許可等の処分があったとき、行政不服申立代理を行う」ことができるとする見解が示されており⁽¹⁶⁾、実務上参考になるう。

(14) 藤村「前掲論文(3)」35 頁参照。

(15) 上記 4 ①下線部が示す一貫性よりは広い意味での「一貫性」ではあるが、そもそも「一貫性」とは上記 4 ①下線部のような場合に限定されるべきものではないように思われる。

(16) 戸田勤「行政不服申立てと改正行政不服審査法」行政書士ときょう 2014 年 8 月号 56 頁参照。なおこの見解に対しては、「ただしその場合、再申請で新内容書類や新主張を出せるようでない」と、前申請「拒否処分」の公定力に反するとして形式的な再処分を受ける可能性があり、不服審査の範囲が限定されるので要注意である。」（兼子『前掲書(6)』48 頁）との指摘もなされている。

- (2) 二面的行政法関係（申請により求められた許認可等がなされた場合において、後に当該許認可等の停止処分や取消処分等がなされたときの行政不服申立て）

ここでは、許認可等の申請時の書類作成に「行政書士」が携わり許認可等が行われたが、後に当該許認可等の停止処分や取消処分が行われた場合に、当該停止処分や取消処分に対する行政不服申立代理を「特定行政書士」が行うことができるかという点が論点となる。5(1)との違いは書類作成から処分までにタイムラグが生じうるとい点であるが、いずれにせよ二面的行政法関係であることには変わりがない。行政書士法1条の3第2項の文言では、「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する……不服申立ての手續」となっているので、この場合の行政不服申立てもこれに該当し、特定行政書士による代理の対象となると思われる。そして5(1)と同じく、前者の「行政書士」と後者の「特定行政書士」が同一人物（あるいは同一事務所内の人物）であればもちろん、両者が異なる場合であっても、両者の業務の向かう方向性は一致しているのであるから、特定行政書士に行政不服申立代理を認めたとしても、許認可等の申請から行政不服申立てまでの一貫性は失われていないと解されるため、たとえ立法者が5(2)を想定していなかったとしても、5(1)とパラレルに考えることができるケースとして、十分にその意思の範囲内と見ることができよう。

ただし、もともとの許認可等が本人申請によって行われている場合に、その許認可等の停止処分や取消処分がなされたときは、行政書士法1条の3第2項の文言からして、特定行政書士の行政不服申立代理の対象とはなりえないことになろう。

- (3) 三面的行政法関係（第三者による行政不服申立て）

この場合は、申請に応じて許認可等が行われたものの（よって申請者には不服がない）、その許認可等に不服がある「第三者」が当該許認可等の取消しを求めるなどの形で行政不服申立てを行うという構図になる。この場合においては、（特定行政書士による代理がないものとする

と、当該第三者が行政不服申立ての「申立人」となるほか、当該申請者は「利害関係人」としての立場で審理に「参加」する場合があることになる⁽¹⁷⁾。

まず「参加」についてみれば、「代理人によってすることができる」（審査請求の場合につき、行政不服審査法13条2項）とされているところ、行政書士法1条の3第2項の文言では、「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續」（強調筆者）となっていることからすれば、許認可等の申請時の書類作成を行政書士が行っていれば、この「参加」の「代理」についても特定行政書士が行うことができるということになろう。ここでも5(1)及び(2)と同様、前者の「行政書士」と後者の「特定行政書士」がたとえ異なる場合でも、両者の業務の方向性は同一である。

これに対して、第三者たる「申立人」の行政不服申立てについては、行政書士法1条の3第2項の文言からすると、許認可等の申請の際の書類作成を行政書士が行ってさえいれば、これをも「特定行政書士」が代理することができるを読むことができてしまうが、しかしこの場合、前者の「行政書士」と後者の「特定行政書士」が同一人物（あるいは同一事務所内の人物）であることは考えられず、かつ両者の業務の方向性は真っ向から衝突することからすれば、5(1)や5(2)とは様相が異なるため、許認可等の申請から行政不服申立てまでの一貫性は見られないことになり、立法者の意図するところでない（上記4④とはまさに相容れない）ということになろう。

(17) 審査請求の場合につき、行政不服審査法13条1項では「審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。」とされているが、同条2項では「審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。」とされている。

6. おわりに

行政書士に行政不服申立代理を認めるとした場合に、どの程度までそれを認めるかという点に関しては、(いったん今回の改正法の文言を離れてみると、) 様々な制度設計が可能であると思われる。例えば、行政書士(特定行政書士に限らず)は「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理」できると規定するのが、最も広くそれを認める場合の方法である⁽¹⁸⁾。あるいは、例えば特定行政書士については「行政書士が作成することができる……」として広くそれを認め、一般の行政書士については「当該行政書士が作成した……」として限定的にそれを認めるというのもひとつの方法であると思われる。

しかし今回の改正では、「行政書士が作成した」という文言が採用され、かつ立法者が想定していたと思われる行政不服申立ての態様が限定的であったため、5(1)から(3)の如く検討を要する問題が生じることになっているが、少なくともこの条文の文言だけを奇貨として、申請時に行政書士が書類を作成していれば後に第三者が行政不服申立てをした場合でも特定行政書士が当該第三者の行政不服申立代理をすることができるとする解釈を導くのは、立法者意思として示されたものからの乖離が激しいものとして現行の条文の下では慎むべきであろう。すなわち換言すれば、特定行政による行政不服申立代理は、許認可等の申請から行政不服申立てまでの(5(1)で述べたとおりの広い意味での)一貫性が見られるケースのみとすべきものであるように思われる。

(18) 他士業の特定業務分野については、行政不服申立代理を認める一般規定が設けられていることからすれば(弁理士法4条1項、司法書士法3条1項3号、税理士法2条1項1号、社会保険労務士法2条1項1の3号、土地家屋調査士法3条1項2号)、許認可等分野において行政書士に行政不服申立代理を認めてこなかったことはむしろ異例とも思われる。

【謝辞】

古城誠先生には、上智大学法学部地球環境法学科に2期生として入学した1998年4月から2002年3月までの学部生時代と、その後の法学研究科法律学専攻課程での大学院生時代にかけて、講義及びゼミを中心にご指導を頂いた。

当時のことを思い返すと、学部生であった小生が様々な教科書やテキストを読んでも「違法」と「不当」の違いが腑に落ちないでいたところに、古城先生が「行政法総論」の講義において両概念の違いを例を挙げて明快かつ簡潔に解説して下さり、まさに目から鱗が落ちる思いをしたことは今でも鮮明に蘇ってくる（その後自分が教える立場になった現在でも、当時の解説を参考にさせていただいている）。また、学部ゼミにて、規制緩和に関する委員会や答申を整理して報告する役割が与えられた際に、「世の中の頭の良い人はこんな文字ばかりの資料でも理解できるかもしれないが、雑民たる自分には無理だから、いっそ箇条書き・図表・フローチャート化して分かりやすくしてみよう」と（半ば自暴自棄的に）レジユメを作成したところ、古城先生から「いいよ。分かりやすい」と大いに褒めていただいたことも記憶している。その際、「（東大法学部学卒助手であられた超優秀な）古城先生でさえそうおっしゃるのなら、自分だけじゃなく、やっぱり誰にとってもレジユメは分かりやすいほうがよいのだ。なーんだ、そうなのか」と大いに自信を持つことができた（あまり褒められたことがない学生時代であったので、これはとりわけ記憶に残っている）。

上記について、いつかお目にかかって御礼申し上げようと思っていたところであるが、それが叶わぬまま現在に至ったので、この場を借りて感謝の意をお伝えしたいと思う。

（山梨県立大学国際政策学部准教授）